

ベトナム社会主義共和国第11期第8回国会にて承認

投資法

法令番号 59/2005/QH11 号 2005 年 11 月 29 日

本法は、2001 年 12 月 25 日付の国会第10期第10回会議の決議 No. 51/2001/QH10 によって修正・追加された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、投資活動について規定する。

第1章 総則（一般規定）

第1条 適用範囲

本法は、経営を目的とする投資活動、投資家の権利及び義務、投資家の合法的な権利及び利益の保護、投資の奨励・優遇制度、ベトナムにおける投資活動及び海外投資活動に対する国家管理について規定する。

第2条 適用対象

1. ベトナム領土で投資活動を行う国内投資家及び外国投資家並びに海外へ投資する投資家。
2. 投資活動に関連する組織・個人。

第3条 用語の解釈 本法に記載されている以下の用語の意味は次の通りである。

1. 「投資」とは、投資家が本法及びその他の関係法律の規定に従い、有形或いは無形の資産を投入し、投資活動を行うことをいう。
2. 「直接投資」とは、投資家が資金を投入し、投資活動の運営へ直接参加する投資形態をいう。
3. 「間接投資」とは、投資家が投資活動の運営へ直接的に参加せず、株券、株式、債券及びその他の有価証券を購入すること、また投資信託基金及び他の中間融資機関を通じる投資形態をいう。
4. 「投資家」とは、ベトナム法律の規定に従って投資活動を行う以下の組織および個人である。
 - a. 企業法の規定に基づいて設立され、すべての経済セクターに属する企業である。
 - b. 協同組合法の規定に基づいて設立される協同組合、協同組合連合。
 - c. 本法の発効日以前に設立された外資系企業。
 - d. 経営世帯、個人。
 - e. 外国組織、外国人；海外に定住しているベトナム人；ベトナムに常駐する外国人。
 - f. ベトナム法律の規定によるその他の組織。
5. 「外国投資家」とは、ベトナムにおける投資活動を行う為に資本を投入する外国の組織・個人をいう。
6. 「外資系企業」とは、外国投資家がベトナムにおける投資活動を行う為に設立する企業及び外国投資家が株主であるか又は合併・買収するベトナム企業をいう。
7. 「投資活動」とは、投資の準備、投資プロジェクトの実行及び管理を含む、投資期間中の投資家による活動である。
8. 「投資プロジェクト」とは、確定された期間及び地域における投資活動を実施するための中期・長期出資案件をいう。
9. 「投資資本」とは、直接投資或いは間接投資の形態に従う投資活動を実施するための合法的な資金・財産をいう。
10. 「国家資本」とは、国家予算からの投資開発資本、国家の保証を受ける投資信用資金、国家の開発投資信用資金、およびその他の国家投資資本を言う。
11. 「投資主」とは、投資資本の所有主、所有主の代表者、或

いは投資活動を行うための資本を借り入れ、資本を直接的に管理、活用する者をいう。

12. 「外国投資」とは、外国投資家が投資活動を行う為に合法的な資本金または他の財産での資本をベトナムに投入することをいう。

13. 「国内投資」とは、国内投資家がベトナムにおける投資活動を行う為に合法的な資本金または他の財産での資本を投入することをいう。

14. 「海外投資」とは、投資家が投資活動を行う為に資本金または他の財産での資本を海外へ投入することをいう。

15. 「条件付投資分野」とは、法律が定める具体的な条件の下で投資を行う分野をいう。

16. 「事業協力契約(以下 BCC 契約をいう)」とは、新設法人を設立せずに事業協力、利益配当、製品の分配を目的として、各投資家の間に締結される契約をいう。

17. 「建設・運営・譲渡契約(以下 BOT 契約をいう)」とは、一定の期間にインフラ・施設の建設・運営の為に権限を有する政府機関と投資家との間に締結される契約をいう。かかる期間が満了した後に、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を無償で移転する。

18. 「建設・譲渡・運営契約(以下 BT0 契約をいう)」とは、インフラ・施設建設の為に権限を有する国家機関と投資家との間に締結される契約をいう。建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転する。投資家が投資資本を回収し、利益を獲得するために、政府はそのインフラ施設を一定の期間に、投資家に運営権を付与される。

19. 「建設・譲渡契約(以下 BT 契約をいう)」とは、インフラ・施設建設の為に権限を有する国家機関と投資家との間に締結される契約をいう。建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転する。投資資本の回収及び利益の獲得が可能となるように、政府は投資家がその他のプロジェクトを行なえる便宜を図る又は投資家に BT 契約の合意に従って投資家に代金を支払う。

20. 「工業団地」とは、工業製品の生産及び工業生産のためのサービス提供に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域である。

21. 「輸出加工区」とは、輸出品の生産及び輸出品の生産と輸出のためのサービス提供に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域をいう。

22. 「ハイテク団地」とはハイテクの研究・開発・応用、ハイテク企業の育成、ハイテク人材の育成及びハイテク製品の生産・経営に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域である。

23. 「経済特区」とは、投資家にとって特別に有利な投資・経営環境をもつ経済空間にあり、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域である。

第4条 投資政策

1. 投資家は、法律の禁止されない業種・分野における投資活動を行うことができる；法律の規定に従って、投資・経営活動を自

主かつ自由に決めることができる。

2. 国家は、国内投資、外国投資を問わず、すべての経済セクターにおける投資家に対し法律の下で平等に扱い、投資活動に対し奨励し、有利な条件を与える。

3. 国家は、投資家の財産所有権、投資資本、収入及びその他の合法的な権利と利益を保護し、投資活動の長期的な存在及び発展を認める。

4. 国家は、ベトナム社会主義共和国が加盟している、投資活動に関連する国際条約の施行を約束する。

5. 国家は、奨励投資分野・奨励地域における投資に対し、奨励し、優遇制度を与える。

第5条 投資法律、国際条約、外国法および国際投資慣行の適用

1. ベトナム領土における投資家の投資活動は、本法及びその他の関連法規の規定を遵守しなければならない。

2. 特殊の投資活動が他の法律に定められる場合には、当該法律の規定を適用する。

3. ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定が本法の規定と異なる場合、当該国際条約の規定を適用する。

4. 一定の外国投資活動に関して、ベトナムの法律が規定していない場合、各当事者は、外国法及び国際投資慣行の適用を契約に合意することができる。ただし、当該外国法及び国際投資慣行は、ベトナムの法律の基本原則に反してはならない。

第2章 投資の保障

第6条 資本と財産の保障

1. 投資家の合法的な投資資本及び財産は、国有化されず、また行政措置によって没収されない。

2. 国防安全及び国家利益のため、国家が徴用・強制収用する必要がある特別な場合には、投資家が徴用・強制収用の公布を受ける時点における市場相場代金又は賠償金が支払われる。代金又は賠償金の支払いの際、投資家の合法的な利益を保証し、投資家を差別的に取り扱うことはない。

3. 外国投資家に対しては、本条第2項に規定する代金又は賠償金の支払い、外貨で支払われ、外国投資家は、その代金又は賠償金を海外へ送金することができる。

4. 徴用及び収用の形式・条件は、法律の規定に従う。

第7条 知的財産権の保護

国家は、投資活動における知的財産権を保護し、また知的財産権に関する法律及びその他の関連法律の規定に従ってベトナムでの技術移転における投資家の合法的な権利を保障する。

第8条 市場の開放と貿易に関連する投資

ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に従い、国家は外国投資家に対し、以下の規定の実施を保障する。

24. 約束したロードマップに基づく投資市場の開放

25. 投資家に以下の要求の実施を強制することはない。

a. 国内の商品・サービスを優先的に購入すること又は、一定の製品生産者・サービス提供者から商品・サービスを購入すること。

b. 一定の割合の商品・サービスを輸出すること。輸出用また国内での生産・提供用の商品・サービスの数量、価値及び種類の制限。

c. 輸出商品・サービスの数量、価値に相当する商品・サービスの数量、価値を輸入し、又は輸入需要に応えるために輸出による外貨を調達する。

d. 製品における現地調達率の達成。

d. d 国内での研究・開発における一定レベルあるいは一定価値の達成。

e. 国内外の一定の場所における商品・サービスの提供。

f. 一定の場所において本社を設置すること。

第9条 海外への資本送金、財産移転

1. 外国投資家は、ベトナム国家に対する財政義務のすべてを履行した後、以下の海外送金を行うことができる。

a. 事業活動により獲得した利益。

b. 技術、サービス、知的財産の提供により受領した報酬。

c. 海外から借り入れた借入金の元金とその金利。

d. 資本金、投資活動の清算後の金銭。

e. 合法的に所有している金銭、及びその他の財産。

2. 投資プロジェクトのためにベトナムで働く外国人は、ベトナム国家に対する財務上義務を履行した後、合法的な収入を海外へ送金することができる。

3. 海外へ送金される上記の金額は、投資家が選択する商業銀行の為替レートに基づき外貨に換算される。

4. 投資活動に関連する海外送金の手続きは、外貨管理に関する法律の規定に従う。

第10条 価格、料金、手数料の統一適用

ベトナムにおける投資活動を行う間、投資家は、国家が管理する商品・サービスの価格・料金、手数料を統一的に適用される。

第11条 法律、政策変更の場合の投資保障

1. 新法律・政策による権利と優遇措置が従前権利と優遇より有利であれば、投資家は、新法律・政策制度の発効日より新設の権利と優遇が適用される。

2. 新法律・政策により、当該法律・政策の発効日の前に付与された投資家の合法的な利益に悪影響を及ぼされた場合には、投資家が投資証明書に定められた優遇を引き続き保障される又は以下の一つ或いは複数の措置によって適用される。

a. 付与された権利及び優遇措置を引き続き受ける；

b. 課税収入から損害を控除される。

c. プロジェクトの目標を調整することができる。

d. 必要な場合において賠償が考慮される。

3. 法律の規定及びベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に従い、政府は、法規定及び政府の変更により投資家の利益に悪影響を与えられた場合の投資家の利益保障に関しては、詳細な規定を定める。

第12条 紛争解決

1. ベトナムにおける投資活動に関連する全ての紛争は、法律の規定に基づき交渉、和解、仲裁機関又は裁判所により解決される。

2. ベトナム領土における投資活動の関連する国内投資家間の紛争、また国内投資家と国家管理機関の間の紛争は、ベトナムの仲裁機関又は裁判所により解決される。

3. 当事者の一方が外国投資家又は外資系企業である紛争、また外国投資家間の紛争は、以下の機関・組織を通して解決される。

a. ベトナム裁判所。

b. ベトナム仲裁。

c. 外国仲裁。

d. 国際仲裁。

e. 紛争当事者の協議によって設立される仲裁委員会。

4. 投資家とベトナム国家管理機関との間で、ベトナム領土における投資活動に関連する紛争が発生した場合、ベトナムの仲裁又は裁判所で解決される。ただし、ベトナム国家当局と投資家との契約又はベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約に別途の規定がある場合はその限りではない。

第3章 投資家の権利及び義務

第13条 自主的な投資・経営の権利

1. 投資分野、投資形態、資本調達方法、投資地域と投資規模、投資相手とプロジェクトの運営期間を自由に決定すること。

2. 一つの分野或いは複数の分野で営業を登録し、法律の規定に従って企業の設立及び登録した投資・経営活動を自ら決定すること。

第 14 条 投資資金源のアクセス、使用する権利

1. 信用資本、支援基金への平等的アクセスと使用。法律の規定に従って土地及び資源を使用する。
2. 投資プロジェクトの実施のために、国内外から設備及び機械を賃貸し、又は購入する。
3. 現地労働の雇用、また事業進行上の必要に応じて管理業務、技術事務を従業する外国人労働者を雇用することができる。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約が異なる規定がある場合は、当該国際条約の規定を適用する。

第 15 条 投資活動に関する輸出入、広告、マーケティング、加工また再加工をする権利

1. 投資活動に必要な設備、機械、物資、材料及び商品を直接輸入するか、或いは輸入委託をし、直接輸出、又は輸出委託、商品販売をすること。
2. 自社の製品及びサービスの広告、マーケティングを行い、広告業務が許可された組織と広告契約を締結すること。
3. 商業に関する法律の規定に従い、製品の加工・再加工をすること、或いは国内また国外において加工・再加工の注文をすること。

第 16 条 外貨の購入権

1. 投資家は、外貨管理に関する法律規定に従い經常取引、資本取引及びその他の取引に必要な外貨を調達するために、外貨取引を許可された信用組織から外貨を購入することができる。
2. 政府は、エネルギー、交通インフラや廃棄物の処理の分野における重要なプロジェクトに対して、外貨均等（バランス）を保証又は外貨均等（バランス）支援をする。

第 17 条 投資資本、投資プロジェクトの譲渡、調整の権利

1. 投資家は、投資資本、投資プロジェクトの譲渡、調整を行うことができる。譲渡によって所得が発生する場合、譲渡側は税法の規定に従い所得税を納付する。
2. 条件が必要な場合、政府は、資本、投資プロジェクトの譲渡、調整に関する条件を規定する。

第 18 条 土地使用権、土地に定着する財産の抵当

投資プロジェクトを持つ投資家は、法律の規定に従って、プロジェクト進行上の資金調達のため、ベトナムにて活動を許可された信用組織（注：銀行等）において土地使用権、土地に定着する財産に対して抵当権を設定することができる。

第 19 条 投資家のその他の権利

1. 本法及び他の法律の規定に従って、投資優遇を受ける。
2. 無差別原則に基づく公的サービスへのアクセス及び使用。
3. 投資に関する法律文書及び政策へのアクセス；投資活動に関連する国民経済と各経済区域の情報及びその他の経済・社会情報へのアクセス。投資に関連する法律及び政策についての意見を提案する。
4. 法律の規定に従い、投資に関連する違法行為を為した個人・組織を申立て・告発・起訴すること。
5. 法律の規定に従ってその他の権利を受ける。

第 20 条 投資家の義務

1. 投資手続に関する規定を遵守し、投資登録の内容、投資証明書の規定に従って、投資活動を実施すること。
投資家は投資登録内容、投資プロジェクトの書類の正確性及び忠実さ並びに確認書類の適合性について責任を負う。

2. 法律の規定する財務上の義務を十分に履行すること。
3. 会計、会計検査及び統計に関する法律の規定を十分に遵守すること。
4. 労働・保険に関する法律の規定に従い全ての義務を履行し、労働者の名誉・人格を尊重し、彼らの合法的権利を保障すること。
5. 労働者が政治組織、政治社会組織を設立、参加することを尊重し、有利な条件を与えること。
6. 環境保護に関する法律の規定を遵守すること。
7. その他の関連する法律規定を遵守すること。

第 4 章 投資形態

第 21 条 直接投資の諸形態

1. 国内投資家又は外国投資家の 100%投資形態をもつ経済組織の設立。
2. 国内投資家と外国投資家との合弁形態をもつ経済組織の設立。
3. BCC 契約、BOT 契約、BTO 契約及び BT 契約による投資形態。
4. 営業開発への投資形態。
5. 投資活動を管理するための株式の購入又は出資。
6. 企業の合併及び買収に従う投資。
7. その他の直接投資形態。

第 22 条 経済組織を設立する投資

1. 本法第 21 条に規定された投資形態の下で、投資家は、以下の経済組織を設立するために投資することができる。
a. 企業法に従って設立、運営する企業。
b. 法律の規定に従って、信用金融機関、保険業務を営む企業、投資信託基金及び他の金融機関。
c. 医療、教育、科学、文化、スポーツ及びその他の営利目的をもつサービス施設。
d. 法律の規定に従うその他の経済組織。
2. 本条第 1 項に規定される経済組織以外に、国内投資家は、協同組合法の規定に従って設立、運営している協同組合、協同組合連合および法律の規定による経営世帯（家内経営）を形成する投資を行うことができる。

第 23 条 契約に従う投資

1. 投資家は、経営協力、利益の配分、製品の配分、及びその他の事業協力の推進の為に BCC 契約を締結することができる。協力する対象、内容、業務期間、各協力当事者の権利・義務及び責任、各当事者間の協力関係と管理組織は、各当事者の合意により、契約書に記載される。石油及びその他の資源の探索、採掘及び開拓における製品分配契約といった形である BCC 契約は、本法及び関連法規に従って履行される。
2. 投資家は、交通、電気生産・経営、排水・給水、廃棄物処理の分野及び首相が規定するその他の分野における新設・規模拡大、近代化又は運営に関する投資プロジェクトについて、投資家は、権利を有する国家管理機関と BOT、BTO、BT 契約を締結しなければならない。政府は、投資分野、条件、手続及びプロジェクト進行方式や BOT、BTO、BT 契約による投資プロジェクトを実施する各当事者の権利及び義務を規定するものとする。

第 24 条 経営開発投資

投資家は、以下の投資形態を通して経営開発のために投資をすることができる。
1. 規模拡大、生産能力向上、経営能力向上。
2. 技術更新、品質向上、環境汚染改善。

第 25 条 資本の出資、株式の購入、合併及び買収

1. 投資家は、ベトナムで活動している会社・支店へ出資し、その株を購入することができる。一定の分野と業種における外国投資家の出資・株購入の可能な比率は、政府の規定による。

2. 投資家は、会社・支店の合併、買収を行うことができる。会社・支店の合併及び買収の条件は、本法、競争法及びその他の関連法律の規定に従う。

第26条 間接投資の形態

1. 投資家は、以下の投資形態によりベトナムへの間接投資を行うことができる。

- 株式、株券、債券およびその他の有価証券の購入。
- 証券投資基金を通じて投資すること。
- その他の間接金融制度を通じて投資すること。

2. 株式、株券、債券およびその他の有価証券の購買、販売による投資と間接投資の手続は、証券に関する法律および関連法律の規定に従う。

第5章 投資分野・地域と投資優遇・補助

第1節 投資分野・地域

第27条 投資優遇の分野

- 新材料、新エネルギー、ハイテク製品、バイオロジックテクノロジー、情報技術、製造機械。
- 農林水産品の養殖及び加工、食塩の生産、人口孵化、苗木の生産。
- 高等かつ近代技術の応用、環境生態系の保護、科学技術の開発研究。
- 労働集約事業。
- インフラ整備及び重要かつ大規模のプロジェクト。
- 教育・訓練・医療・体育・スポーツ及び民族文化の事業の開発。
- 伝統業種の開発。
- 奨励すべきその他の生産・サービス分野。

第28条 投資優遇の地域

- 経済・社会条件が困難である地域、経済・社会条件が特に困難である地域。
- 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区。

第29条 条件付投資分野

- 条件付投資分野は、以下の通りである。国防・国家安全、治安、社会安全に影響を与える分野。金融・銀行。国民の健康に影響を与える分野。文化、情報、新聞、出版。娯楽サービス。不動産の経営。天然資源の調査、探索、開拓並びに生態環境保護。教育・訓練事業の発展。法律が定めるその他の分野。
- 外国投資家に対しては、本条第1に定める分野以外に、条件付投資分野は、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約におけるコミットメントを実施するロードマップに従う投資分野をも含む。
- 最初は外資系企業が投資した分野が条件付投資分野以外であっても、「条件付投資分野リスト」が追加された後、条件付投資分野に該当する場合、投資家は引き続き当該分野で投資活動を行うことができる。
- 外国投資家は、ベトナム国内投資家が定款資本の51%以上を保有している企業への投資する場合、国内投資家と同様な条件を適用される。
- ベトナム政府は、時期別の社会・経済発展要求に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約におけるコミットメントに従って、条件付投資分野リスト、並びに経済組織の設立、投資形態および一部の生産・サービス分野における外国投資への市場開放に関連する諸条件を公布する。

第30条 投資禁止分野

- ベトナムの国防、治安および公共利益に損害を与える投資プロジェクト。
- ベトナムの歴史遺跡、文化、習慣並びに道徳に損害を与える投資プロジェクト。
- 国民の健康或いは資源・環境破壊を及ぼす投資プロジェクト。
- ベトナムへ持ち込む有害廃棄物の処理プロジェクト、又は国際条約に禁止される有害化学物質の生産・使用。

第31条 投資優遇分野・地域リストおよび条件付投資分野リストの制定

- 政府は、時期別の経済社会発展の計画・方針及びベトナムが加盟している国際条約におけるコミットメントに基づき、投資優遇分野リスト、条件付投資分野リスト、投資禁止分野リスト、投資優遇地域リストの制定・改訂を行う。
- 省、省同等の機関、省・中央直轄市の人民委員会（以降、省級人民委員会をいう）は、法律の規定を超えて、禁止投資分野、条件付投資分野および投資優遇に関連する規定を制定してはならない。

第2節 投資優遇

第32条 投資優遇の対象及び条件

- 本法第27条と第28条に定める投資優遇分野・地域に該当するプロジェクトを行う投資家は、本法とその他の関連法律の規定に従って投資優遇を受けられる。
- 本法第1項に定める投資優遇は、新規プロジェクト並びに規模拡張、効率向上、経営能力向上、技術更新、品質向上及び環境汚染改善のプロジェクトにも適用される。

第33条 優遇税

- 本法第32条に規定された対象に該当するプロジェクトを行う投資家は、税法の規定に従って優遇税率、優遇税率の適用期間及び減免税を適用される。
- 法人税の納税後の利益から配当される利益に関しては、投資家は税法の規定に従って優遇税が適用される。
- 投資家は、輸出入税法の規定に従って、ベトナムにおけるプロジェクト実施のための設備、物資、運送機械およびその他の商品に対する輸入税を免税される。
- 投資優遇に該当するプロジェクトにおける技術移転によって得られる収入は、税法の規定に従って所得税を免税される。

第34条 赤字（欠損）の繰越

投資家は、税務機関と税決算を行う時、赤字になった場合、赤字額は翌年度に繰り越すことができ、法人税法の規定に従って翌年度の課税所得から控除することができる。繰越期間は5年を超えてはならない。

第35条 固定資産の減価償却

投資優遇分野・地域に該当する投資プロジェクトおよび経営実績のある投資プロジェクトは、固定資産の減価償却期間を短縮することができる。ただし、この減価償却率は固定資産減価償却制度に定める償却率の2倍を超えてはならない。

第36条 土地使用に関する優遇

- 投資プロジェクトの土地使用期間は、50年を超えないものとする。ただし、投資額が大きく資本の回収が遅い投資プロジェクト、および経済・社会条件が困難である地域と経済・社会条件が特に困難である地域に投資するプロジェクトは、それより長い期間が必要である場合、土地の交付・賃貸期間は延長できるが70年を超えてはならない。土地使用期間が満了しても、投資家が土地法の規定を遵守し、かつ引続き土地使用を希望する場合は、権限を有する国家機関によって、承認された土地使用企画に基づいて土地使用期間が延長される。

2. 投資優遇分野・地域に投資する投資家は土地法および税法の規定に従って土地の賃貸料・使用料を減免される。

第37条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区に入居する投資家への優遇

政府は、時期別の経済社会发展条件および本法に定める原則に基づいて、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区に入居する投資家に対する優遇を規定する。

第38条 投資優遇に関する手続

1. 投資登録の不必要な国内投資プロジェクトおよび本法第45条に定められる投資登録を必要とする国内投資プロジェクトに関しては、投資家は、法律が定める投資優遇・優遇条件に基づいて自ら優遇を確定し、権限を有する国家管理機関で投資優遇に関する手続を行う。投資優遇の確認を希望する投資家は、投資管理国家機関が投資証明書に投資優遇を記載するために、投資登録手続を行う。

2. 本法第47条に定められる投資審査に該当する国内投資プロジェクトは、投資優遇条件を満たした場合は、投資管理国家機関は、投資証明書に投資優遇を記載する。

3. 優遇付与条件を満足している外資案件については投資管理国家機関が、投資証明書に投資優遇を記載する。

第39条 優遇拡大の場合

特に重要である業種、または特別な地域・経済特区の発展を奨励する必要がある場合、政府は、国会が審査・決定するため、本法に規定される投資優遇と異なる投資優遇を提出する。

第3節 投資支援

第40条 技術移転支援

1. 政府は、技術移転の法律に従ってベトナムにおける投資プロジェクトの実施に技術による出資を含め、技術移転側の合法的な権利及び利益を保護し、また技術移転活動が円滑に行われるように有利な条件を与える。

2. 政府は、ベトナムにおいては、先進的な技術、新製品の製造技術、生産力、競争力及び品質を向上させる技術、原材料及び天然資源を効率的に開発及び使用する技術の移転を奨励する。

第41条 人材育成支援

1. 政府は、国内外の個人・組織の出資、支援による人材育成支援基金設立を奨励する。企業の人材育成経費は、合理的な費用とみなされ、企業の課税収入を確定する根拠とする。

2. 政府は、人材育成支援プログラムを通して、企業における人材育成に対し国家予算を使って支援する。

第42条 投資サービスの奨励・補助 政府は、以下の投資支援サービスを行う組織、個人を奨励・補助する。

1. 投資コンサルタント、管理コンサルタント。
2. 知的財産権、技術移転コンサルタント。
3. 職業訓練、技術教育、管理技能教育。
4. 市場、科学技術及び投資家の要求するその他の経済・社会情報の提供。
5. 投資及び貿易の促進。
6. 社会組織、社会・職業組織の設立および参加。
7. 中小企業を支援するための設計センター及び試験センターなどの設立。

第43条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区のインフラ整備への投資

1. 政府の承認した「工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区の開発マスタープラン」に基づき、省庁及び省同等の機

関、省級人民委員会は、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区の境界外における技術かつ社会的なインフラシステムへの投資計画を作成し、またその計画の実施を行う。

2. 経済社会条件が困難である地域、経済社会条件が特に困難である地域に対しては、国家は、政府の規定に従い、投資家と共に工業団地、輸出加工区のインフラ整備のため、地方政府に投資金の一部を補助する。

3. 政府は、ハイテク団地及び経済特区の技術、社会インフラシステムの開発を補助するために、国家予算による支援金及び低利融資を優先的に与え、またハイテク団地及び経済特区のインフラシステムの開発のために投資金の調達措置を適用する。

第44条 出国及び入国ビザ

ベトナムでの投資活動を行う外国投資家、ベトナムにおける投資プロジェクトで就業する外国人専門家及び外国技術労働者とその家族は、マルチビザが発給される。ビザの有効期間は、最長5年である。

第6章 直接投資活動

第1節 投資手続

第45条 国内投資プロジェクトに対する投資登録手続

1. 150億ベトナムドン未満の投資額があり、かつ条件付き投資分野リストに該当しない国内プロジェクト（ベトナム企業）に関しては、投資家が投資登録手続を行う必要がない。

2. 150億ベトナムドンから3000億ドン未満の投資額があり、かつ条件付き投資分野リストに該当しない国内プロジェクトに関しては、投資家は省級の投資管理機関にて投資登録手続を行う。

投資家が投資証明書の発行を求める場合、省級の投資管理機関は投資証明書を発行する。

3. 投資登録の内容は、以下のとおりである。

- a. 投資家の法的資格。
 - b. 投資プロジェクトの目的、予定規模および場所。
 - c. 投資額、プロジェクトの進行速度。
 - d. 土地使用の要望並びに環境保護の約束。
 - e. 投資優遇の申請（もしあれば）。
4. 投資家は、投資プロジェクトを実施する前に投資登録をすること。

第46条 外国投資プロジェクトに対する投資登録手続

投資額が3000億ベトナムドン未満で、条件付投資分野リストに該当しない外国投資プロジェクトに関しては、投資家は、投資証明書を発給してもらうために省級投資管理国家機関にて登記手続を行う。

1. 投資登録書類は、以下のものを含む。

- a. 本法第45条3項に定める事項に関する書類。
 - b. 投資家の財政能力に関する報告書。
 - c. 合弁契約またはBCC契約、企業定款（もしあれば）。
2. 省級投資管理国家機関は、不備のない書類を受理した日から15日以内に投資証明書を発給する。

第47条 投資プロジェクトの審査

1. 3000億ベトナムドン以上の投資額がある、又は条件付投資分野リストに該当する国内外の投資プロジェクトに関しては、投資証明書の発給に審査手続を行わなければならない。

2. 投資審査期間は、不備のない書類を受理してから30日間以内である。必要な場合、上述の期間が延長され得るが、45日間を超えてはならない。

3. 重要な国家プロジェクトに関しては、国会が投資方針を決め、プロジェクトの基準を規定し、政府が投資審査及び投資証明書発

給の手順及び手続を規定する。

4. 政府は、投資審査および投資証明書発給に関する分権を規定する。

第48条 3000億ベトナムドン以上の投資額があり、条件付投資分野リストに該当しない投資プロジェクトに対する審査手続

1. 投資プロジェクトの書類は、以下のものを含む。
 - a. 投資証明書発給の申請書。
 - b. 投資家の法的資格を確認する書類。
 - c. 投資家の財政能力に関する報告書。
 - d. 投資目的、場所、土地使用要望、投資規模、投資額、プロジェクト進行スケジュール、技術対策、環境対策を内容とする経済技術説明書。
 - e. 外国投資家には、プロジェクトの書類には合弁契約またはBCC契約、企業定款（もしあれば）を含む。
2. 審査内容は、次のとおりである。
 - a. インフラ計画、土地使用計画、建設計画、鉱産および他の資源の使用計画との適合性。
 - b. 土地使用要望。
 - c. プロジェクトの進行スケジュール。
 - d. 環境対策。

第49条 条件付投資分野リスクに該当するプロジェクトの審査手続

1. 3000億ベトナムドン未満の投資額があり、かつ条件付投資分野リストに該当するプロジェクトに対する審査手続は、以下のとおりである。
 - a. プロジェクトの書類は、プロジェクトが満たすべき要件の説明書、本法第45条3項（国内投資プロジェクトの場合）又は本法第46条第2項（外国投資プロジェクトの場合）に規定する投資登録事項を含む。
 - b. 審査事項は、投資プロジェクトが満たすべき要件を含む。
2. 3000億ベトナムドン以上の投資額があり、かつ条件付投資分野リストに該当する投資プロジェクトに対する審査手続は、以下のとおりである。
 - a. プロジェクトの書類は、プロジェクトが満たすべき要件の説明書、及び本法第48条第1項に規定する投資登録事項を含む。
 - b. 審査事項は、本法第48条第2項に定められた内容および投資プロジェクトが満たすべき要件を含む。

第50条 経済組織の設立に伴う投資手続

1. ベトナムで初めて投資をする外国投資家は、投資証明書を発給して貰うために必ず投資プロジェクトを持ち、投資管理機関で投資登録手続又は審査手続を行わなければならない。投資証明書は、同時に営業登録証明書でもある。
2. ベトナムで既に設立された外資系の経済組織は、新たな投資プロジェクトがある場合、新規経済組織を設立せずに当該プロジェクトの実施手続を行うことができる。
3. 経済組織の設立に伴う投資プロジェクトを有する国内投資家は、企業法、関連法律の規定に従って営業登録をし、かつ本法の規定に従って投資手続を行う。

第51条 投資プロジェクトの調整

1. プロジェクトの目標、規模、場所、投資形態、資本、活動期間の変更を希望する場合、投資家は、以下の手続を行わなければならない。
 - a. 投資登録に該当するプロジェクトに関しては、投資家は、プロジェクトの調整を自ら決め、その決めた日より10日以内に、省級の投資管理機関で調整項目を登録しなければならない。
 - b. 投資審査に該当するプロジェクトに関しては、投資家は、権限を有する投資管理機関に投資プロジェクト調整申請書を提出する。投資プロジェクト調整申請書は、プロジェクトの進捗状

況、調整理由、審査された内容の変更などのものを含まれる。

2. 投資管理機関は、不備のない書類の受理日より15日以内に、投資家に投資証明書の調整について通知する。
3. 投資プロジェクトの調整は、投資証明書に調整・追加内容を記入する形で行われる。

第52条 外資系投資プロジェクトの期間

外国投資プロジェクトの期間は、プロジェクトの内容に適合し、50年を超えないものとする。必要な場合、政府は、投資プロジェクトの期間をそれより長期間を決定するが、70年間を超えてはならない。投資プロジェクトの期間は、投資証明書に記載される。

第53条 投資プロジェクトの作成、投資決定及び投資審査における責任

1. 投資家は、自ら投資プロジェクトを決定し、投資登録内容、投資プロジェクト書類の正確性・誠実性に対する責任を負い、登録した投資の約束を実施すること。
2. 投資プロジェクトの作成・投資決定および投資審査に関する権限を有する組織及び個人は自己の決定および提案について法律上の責任を負う。

第54条 複数の投資家により関心を集める投資プロジェクトに対する投資家の選択

産業計画に定められる重要なプロジェクトに対して、二者以上の投資家が関心を持つ場合、当該プロジェクトの投資家を選択するためには、入札法の規定に従って入札を行わなければならない。

第2節 投資プロジェクトの展開

第55条 投資プロジェクト用地の賃貸と交付

1. 土地使用の必要があるプロジェクトに関しては、投資家は、プロジェクトが実施される場所における土地管理機関で、土地賃貸・交付の手続を行う。土地の交付・賃借手順、手続は土地法の規定に従う。
2. 投資家が土地を引き渡されたが、定められた期間内に投資プロジェクトを展開しない又は土地の使用目的が不正である場合には、土地法の規定に従って土地を没収されかつ投資証明書を回収される。

第56条 建設用地の準備

1. 国家が土地法の規定に従って土地を回収する場合、土地回収の権限を有する国家機関は、投資家に対し土地の交付又は賃貸をする前に、用地の回収、賠償、立ち退きを行う責任を負う。用地の回収、賠償、立ち退きは土地法の規定に従う。
2. 投資家が国家から土地の交付・賃貸を受けた土地使用者から土地を転借する場合、投資家は自ら賠償、立ち退きを行う責任を負う。投資家と土地使用者との間には、賠償、立ち退きに関する合意に至ったが、土地使用者が合意した義務を履行しない場合、投資プロジェクトが実施される場所における権限のある人民委員会は、法律の規定に従って投資家への土地の引渡の前に用地の賠償、立ち退きを行う責任を負う。
3. 権限のある国家機関に認められた土地使用計画に適合する投資プロジェクトに関しては、投資家は、土地の回収手続を行わずに、土地法の規定に従って土地使用権の譲渡・賃借、経済組織・世帯・個人による土地使用権の形での出資を受けることができる。

第57条 天然資源、鉱産物を採掘・使用する投資プロジェクトの実施

天然資源・鉱産物を採掘、使用するプロジェクトは、天然資源・鉱産物法の規定に従って実施する。

第58条 建設作業が行われるプロジェクトの実施

1. 建設作業が行われるプロジェクトは、技術設計、見積り、総見積の作成・審査・承認は、建設法の規定に従って実施する。
2. 投資家は施設の品質及び環境保護について責任を負う。

第59条 機械・設備の鑑定

投資家は、固定資産を形成し、投資プロジェクトの実施を目的に輸入した機械・設備について、それらの価値及び品質の鑑定を行う責任を負う。

第60条 ベトナム市場における商品の販売

1. ベトナム市場で商品を販売する時、投資家は、販売地域の制限がなく、直接又は代理店を通じて販売することができる。投資家は、ベトナムで同種製品を生産する他企業の代理店となることができる。
2. 投資家は、自分の生産・提供する商品・サービスの販売価格を自ら決める。国家による価格統制対象の商品、サービスに関しては、その販売価格が権限を有する国家機関の公表する価格枠内に設定される。

第61条 外貨口座及びベトナムドン口座の開設

1. 投資家は、ベトナムでの事業活動を許可された銀行で外貨口座及びベトナムドン口座を開設することができる。ベトナム国家銀行の承認を得た場合、投資家は、外国における銀行で口座を開設することができる。
2. 国内外の銀行における口座の開設、使用及び廃止はベトナム国家銀行の規定に従う。

第62条 保険

投資家は、保険法の規定に従ってベトナムにおいて営業する保険会社と締結した保険契約に基づき、財産保険及び他の保険に加入する。

第63条 管理組織への依頼

1. 投資家は、ハイレベル、専門管理技能が必要な分野における投資プロジェクトの投資・営業管理を管理組織に依頼することができる。
2. 投資家は、管理契約に定められる管理事項に関して、管理組織の全ての活動についてベトナム法律上の責任を負う。
3. 管理組織は、投資家に対して投資管理及び投資プロジェクトの営業活動について責任を負い、また管理契約に定められる権利及び義務を履行する際、ベトナム法律を遵守しなければならない。自己の管理契約の範囲外の活動については、法律上の責任を自ら負わなければならない。

第64条 プロジェクト中止、投資証明書の回収

1. 投資家は、プロジェクトを一時的に中止する場合、中止期間における土地使用料減免を判定するために、投資管理国家機関に対して報告しなければならない。
2. 投資許可書が発給されてから12か月が経過しても、投資家が正当な理由がなく、投資プロジェクトを展開しない、又は約束した進行スケジュールに従って実施する能力がない場合、投資証明書は回収される。

第65条 投資プロジェクトの終了

投資プロジェクトは、以下の場合において終了する。

1. 投資証明書に記載された期間が終了した場合。
2. 契約、企業定款或いは投資家間の合意書に規定された終了条件に従う場合。
3. 投資家が投資プロジェクトの終了を決定した場合。
4. 法律違反を理由に、投資管理機関の決定或いは裁判判決・仲裁決定により活動終了させられる場合。

第66条 重要な施設およびプロジェクトに対する国家の保証

政府は、本法の原告に基づき重要なプロジェクトを決め、プロジェクトの借入

資本、原材料の供給、製品の販売、支払いに対する保証、およびその他の契約義務履行の保証を決定する。また、政府は保証機関を指定する。

第7章 国家資本による投資・経営

第67条 国家資本による投資・経営の管理

1. 国家資本による投資、経営は、時期別の経済社会発展に関する戦略及び計画に適合しなければならない。
2. 国家資本による投資・経営は、正しい目的に従って効率よく行うべきである。資金拠出先、プロジェクトごとに適切な方法で管理され、投資プロセスは公開され、透明性を確保されなければならない。
3. 法律に定める、他の経済セクターに属する組織との合併、提携のための国家資本の使用は、投資の決定権を有する国家管理機関により審査・承認されなければならない。
4. 投資プロセスにおける機関、組織、個人の責任分担を明らかにする。国家資本の投資・経営・使用に対する国家管理権の委譲を行う。
5. 国家資本による投資は、法律、投資プロセス、投資の進行スケジュールを守りながら、品質を確保し、無駄、紛失、閉鎖的な投資を防止しなければならない。

第68条 国家資本の経済組織への投資・運営

1. 国家予算の経済組織への投資は、国家資本投資運用総合会社を通じて運用される。
2. 国家資本投資運用総合会社は、国営企業及び関連法律の規定に従い活動する。一人有限会社、二人以上有限会社、株式化される国営企業又は新規設立される株式会社において国家資本所有主の代表として活動する。
3. 政府は、国家資本投資運用総合会社の組織及び活動について規定する。

第69条 公益活動を行う企業への国家投資

1. 政府は、政府が計画を立て、そして外注又は入札などの形式で公益商品の生産、公益サービスの提供をする事業に投資する。
2. 政府が規定する特別な場合を除き、全ての経済部門に属する企業は、平等的に公益商品・サービスの生産・提供へ参加できる。

第70条 国家の開発投資信用資本による投資

1. 国家の開発投資信用資本の対象は、ローンの返済可能なもので、重要な産業・分野におけるプロジェクト、経済・社会に対する好影響を及ぼす大規模な経済プログラム。投資信用資本を借り入れるプロジェクトは投資決定を出す前に、ローン貸出組織による財務計画とローン返済計画の審査及び承認を得なければならない。
2. 政府は、国家の開発投資信用資本による投資に対する優遇制度、投資信用資本を借り入れられる対象のリスクおよび期間別信用諸条件を規定する。

第71条 国家資本における投資プロジェクトの管理を委嘱される組織・個人

国家資本所有主の代表を委嘱される組織・個人は、資本の保安および効率的な資本使用を保障する責任を負う。国家資本所有主または国家の企業における出費・株を代表する組織・個人は、国家資本管理・使用に関する法律および企業法の規定に従い義務を履行する。

第72条 プロジェクトの変更・中止・停止および取消

1. プロジェクトの内容には変更がある場合、投資家は、その理由と変更内容を投資に関する国家管理機関へ申し出る。プロジェクトが実施中である場合、投資家は、プロジェクトに関する評価を報告しなければならない。
2. 投資に関する国家管理機関がプロジェクト内容の変更を書面にて承認した場合のみ、投資家は、規定どおりプロジェクトの審査手続きを行う。
3. 以下の場合において、投資プロジェクトは中止・停止または取り消しを適用される。
 - a. 投資決定をしてから12か月が経過しても、権限を有する国家機関の書面による許可を得ないまま、投資家は投資プロジェクトを展開しない場合。
 - b. 権限を有する国家機関の書面による許可を得ない内に、プロジェクトの内容を変更した場合
4. プロジェクトの中止・停止又は取り消しをする際、権限を有する国家機関は、はっきりした理由を確定し、かつ法律に対し自らの決定について責任を負う。

第73条 国家資本を使用する投資プロジェクトの契約者の選択

国家資本を使用する投資プロジェクトには、入札に関する法律の規定に従いコンサルタント、物品購入、建設に関連する入札パッケージの契約者選定の手続きを行わなければならない。

第8章 海外への投資

第74条 海外への投資

1. 投資家は、営利目的で海外へ投資することができるが、ベトナムと投資受入国の法律の規定に従わなければならない。
2. 政府は、海外への投資が順調に行われるよう便宜を図り、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際協約に従って、外国におけるベトナム投資家の利益を保護する。
3. 政府は、すべて経済部門における投資家が信用資本へのアクセス・参画できるように公平かつ無差別原則で好条件を与え、特別奨励投資分野における海外への投資に対し資本の借入れを保証する。

第75条 海外への投資に関する奨励分野および禁止分野

1. 政府は、ベトナムにおける諸経済組織に対し、次の分野における海外への投資を奨励する。
 - ・ 多数労働力輸出の分野；
 - ・ ベトナムの伝統的業種を効果的に発揮できる分野；
 - ・ 投資相手国における市場および天然資源を開拓できる分野；
 - ・ 輸出促進、外貨の獲得；
2. 政府は、ベトナムの国防、国家安全、歴史、文化、道徳の伝統、習慣に 対し悪影響を及ぼす海外への投資プロジェクトに対して許可をしない。
3. 投資国家管理機関に投資証明書を発給されること。
4. 間接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、銀行・証券に関する法律及び関連法律の規定を遵守しなければならない。
5. 国家資本をもって外国へ投資する場合、国家資本管理・使用に関する規定を遵守しなければならない。

第76条 海外への投資の条件

1. 直接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、次の条件を満たさなければならない。
2. 海外への投資プロジェクトがあること。
3. ベトナム国家に対する財務上の義務を十分に履行すること。
4. 投資国家管理機関に投資証明書を発給されたこと。
5. 間接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、銀行・証券に関する法律及び関連法律の規定を遵守しなければならない。
6. 国家資本をもって外国へ投資する場合、国家資本管理・使用

に関する規定を遵守しなければならない。

第77条 海外への投資家の権利

1. 投資プロジェクトが投資相手国・地域の管理機関に承認された場合、外貨管理に関する法律の規定に従って、投資活動に必要な現金及び合法的な財産での投資資本を海外へ送金すること。
2. 法律の規定に従って、投資優遇を適用される。
3. 海外で設立された生産経営事業所で就業させるための労働者をベトナムで雇用すること。

第78条 海外へ投資する投資家の義務

1. 投資受入国の法律を遵守すること。
2. 法律の規定に従い海外への投資活動から発生する利益及びその他の所得をベトナムへ返送すること。
3. 海外における投資活動の財務報告及び活動報告を定期的に行うこと。
4. ベトナム国家に対する納税義務及びその他の財務上の義務を履行すること。
5. 海外投資を終了するとき、法律の規定に従いすべての資本金及びその他合法的な財産を国内へ返送すること。
6. 投資家が本条第2項および第5項の規定に従い海外への投資活動による資本、財産、利益及びその他の所得をベトナムへ返送していない場合は、権限を有する国家機関からの承認を得なければならない。

第79条 海外への投資手続

1. 海外への投資プロジェクトは、以下のものを含む。
 - a. 投資登録プロジェクトとは、150億ベトナムドン未満の資本額があるプロジェクトをいう。
 - b. 投資審査プロジェクトとは、150億ベトナムドン以上の資本額があるプロジェクトをいう。
2. 投資登録および審査手続は、以下のとおり規定される。
- c. 投資登録プロジェクトの場合、投資家は、投資証明書を発給してもらうために投資管理国家機関で登録手続を行わなければならない。
- d. 投資審査プロジェクトの場合、投資家は、投資証明書を発給してもらうために審査書類を投資管理国家機関に提出しなければならない。政府は、海外への投資に対する奨励分野、制限または禁止分野、投資条件、優遇制度および海外投資活動に関する手続並びに管理を詳細に規定する。

第9章 投資に関する国家管理

第80条 投資に関する国家管理の内容

1. 開発投資に関する戦略、計画及び政策を作成し、その実施を指導する。
2. 投資に関する法的文書を制定し、その執行を指導する。
3. 投資家に対し投資プロジェクトの実施を指導、サポートし、また投資家の問題・要請を解決する。
4. 投資証明書の発給、回収を行う。
5. 投資効率の評価を指導、検査、監査し、投資活動における苦情及び告訴を解決し、褒賞及び違反処分を行う。
6. 投資活動に関連する人材育成を支援する。
7. 投資促進活動を支援する。

第81条 投資に関する国家管理機関の責任

1. 政府は、全国での投資に関する国家管理を統一的に行う。
2. 計画投資省は政府に対し、投資に関する国家管理を行う責任を負う。
3. 各省、省に相当する機関は、担当任務及び権限の範囲内で、担当分野への投資に関する国家管理を行う。
4. 各級人民委員会は、政府の委譲に従い、担当地域での投資に関する国家管理を行う責任を負う。

第 8 2 条 計画による投資管理

1. 政府は、計画に関する法律の規定に従い計画の作成、計画の提出・審査 および承認について規定する。
 2. 投資プロジェクトは、技術的インフラ計画、土地使用計画、建設空間計画、鉱物および他の資源の使用計画などを遵守しなければならない。
- 本法の第 27、28、29 お呼び 30 条に規定した優遇投資分野、条件付き投資分野 と禁止分野に適合しなければならない、且つ投資家が投資を選択・決定するための方向付けの一つであること。
3. 発展計画に関する権限を有する国家管理機関は、マスメディアを通じて投資に関連する計画を公開・公布する責任を持つ。
 4. 本条に規定される計画に該当しないプロジェクトに関して、投資家が質問をする場合、投資国家管理機関は、発展計画に関する権限を有する国家管理 機関とコンタクトをし、投資家が要求した日から 30 日以内に回答すること。

第 8 3 条 投資促進

1. 各級の国家機関による投資促進活動は、政府の規定に従う。
2. 国家機関による投資促進活動の予算は、国家予算から支出される。

第 8 4 条 投資活動の観察及び評価

1. 投資に関する各級国家管理機関は、法律の規定に従い投資活動の監督、観察及び評価・報告を行う。
2. 投資の観察・評価の内容は以下の通りである。
 - a. 投資に関する法規の制定及び執行を監督観察する。
 - b. 投資証明書の規定に従い、投資プロジェクトの進捗を監督観察する。
 - c. 全国、各省、各産業、各地方、各投資プロジェクトの投資結果を評価する。
 - d. 同等レベル国家管理機関及び上級管轄国家機関に対して投資の観察・評価結果を報告し、問題点の解決方法或いは投資法に違反する行為の処分を提案する。

第 8 5 条 投資監査の任務

1. 投資監査は以下の任務を負う
 - a. 投資に関する精査及び法律の執行を監査する
 - b. 投資に関する法律の違反行為を発見、防止し、管轄内の問題の場合は違反を処分し、管轄外の問題の場合は権限を有する国家機関に対し処分を提議する
 - c. 投資に関する苦情と告訴を検証し、権限を有する国家機関に対しそれは 解決を要請する。
 - d. 投資に関する監査の組織及び活動は、監査に関する法律の規定に従うものとする。

第 8 6 条 苦情・具申・告訴

1. 法律の規定に従い、組織・個人は苦情・具申・告訴をする権利を有し、組織は具申・告訴をする権利を待つ。投資活動に関する苦情・具申・告訴、及び苦情・具申・告訴の解決は、法律の規定に従う。
2. 苦情・具申・告訴あるいは手続の期間中、組織及び個人は、最終決定が出るまで、投資国家管理機関の行政決定を執行しなければならない。解決をはかる投資国家管理機関の最終決定あるいは裁判所の判決が出された後、当該決定あるいは判決を執行する。
3. 各級投資国家管理機関は、組織・個人の苦情、具申および告訴を受理した後、管轄内の問題であればそれを解決し、管轄外の問題であれば解決権限を 有する機関へ組織へ転送する責任を負い、また苦情・具申・告訴を申し立てた 者に対しその旨を書面にて通知しなければならない。

第 8 7 条 違反処分

1. 本法及び投資に関する法律及びそのほかの規定に違反した者は、その違反の性質及び程度に応じて規律処分、行政処分を受けるか、あるいは刑事責任 が追及される。
2. 投資活動の関連公務に携わる者は、与えられた権限に便乗し、投資活動 の妨害及び投資家の邪魔をしたり、投資家の要求の解決を延期したり、あるいは法律の規定するその他の任務を履行しない場合、その違反の性質及び程度に応じて規律処分、行政処分を受けるか又は、刑事責任が追及される。

第 1 0 章 施行条項

第 8 8 条 本法の発行日以前に実施されている投資プロジェクトに対する適用法律

1. 本法の発行日以前に投資許可証を取得した外国投資プロジェクトは、投資証明書の再発行手続を行う必要がない。しかし、投資家が投資登録を任意に 行う場合、新たな投資証明書の交換登録手続を行う。
2. 本法の発行日以前に実施されている国内投資プロジェクトは、投資登録 あるいは投資審査手続を行う必要がない。しかし、投資家が投資登録手続を任意に行う場合を除く。

第 8 9 条 施行効力

本法は、2006 年 07 月 01 日発効する。

本法は、1996 年ベトナム外国投資法、2000 年外国投資法、1998 年国内投資奨励 法に取って代わる。政府は、本法の執行を詳細に規定するものである。本法は、2005 年 11 月 29 日にベトナム社会主義共和国第 11 期国会第 8 回会議で 承認された。

国会議長

(署名)

グエン ヴァン アン